

公契約条例制定要請の趣旨

岡山県労働組合会議

議長 花田雅行

自治体で生活する住民のいのちとくらしを守るために奮闘されていることに敬意を表します。

さて、2009年5月、参議院本会議で、「公共サービス基本法案」が全会一致で可決成立しました。その11条では、官民を問わず公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保と労働環境の整備に関して必要な施策を講じることが明記されています。この条文を、単なる努力目標とせず、実効性を持たせることが必要になっています。公契約法・条例は受注企業にとって「適正な利潤」が確保され、「税金で働く」貧乏人をなくし、住民本位の安全で安心な公共サービスを確保する上で不可欠の課題です。言うまでもなく、取引が公正に行われ、その事業にたずさわる労働者の「賃金や労働条件が一般的水準に劣らない」ものになっていれば何の問題もありません。しかし、現実には公共工事でも物品の購入でも「競争入札」のもとでダンピングが激しく行われており、その結果が末端で働く労働者へのしわ寄せとなっているのが現実です。公共工事や委託事業にかかわる労働者は全国で1000万人を超えています。国と自治体が率先して、これらの労働者に適正な「働くルール」を確立すれば、日本の労働者全体の改善に大きな影響を与えます。2009年9月に千葉県野田市議会が全国で初めての公契約条例を全会一致で誕生させました。この条例では、同市が発注する公共工事や委託業務に従事する労働者の賃金水準を守るため、最低賃金を市が独自に設定するとされています。同条例は2010年4月から施行されます。しかし、この野田市の公契約条例でもいくつかの問題点があります。それは、①一人親方などの請負労働者は、労働者として保護される対象から除外される可能性があること、②公契約下で就労する労働者の労働条件について、賃金以外の規定がないこと、③条例基準以下の賃金で就労させ、条例違反で公契約を解除された企業に対して、不利益を受けた下請け業者や労働者への賠償責任が明記されていないこと、④非正規労働者の賃金水準と生活保護基準額の整合性に触れておらず、適正な賃金水準が不明確なこと、⑤公契約を理由とした利用者負担の引き上げを認めない規定がないことなど、いくつかの改善点が指摘されています。よって、県労会議としては岡山県内の各自治体が野田市の条例案を参考にしながらも、各自治体の現状に即した条例を制定していただくよう要請します。また、議会に於かれましても、地方自治法99条にもとづいて、政府に対しても「公共サービス基本法」を実効性のある法律として改定を行うよう関係機関に対し意見書を提出することを陳情（請願）する準備をしていますので、よろしくお願ひします。

陳情（請願）項目

1. 公契約条例を制定し、公契約分野に従事する労働者にまともな賃金・労働条件を保障する適切な単価設定が行われるよう措置すること。最低限の時給として 1,000 円を保障すること。
2. 公契約条例の制定にあたっては、努力義務ではなく、実効性を持たせる内容にすること。

以上。